

定款

一般社団法人健全 A I 教育協会

一般社団法人健全 A I 教育協会定款

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称)

当法人は、一般社団法人健全 A I 教育協会と称する。

第 2 条 (主たる事務所)

当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第 3 条 (目的)

当法人は、生成 AI 時代における健全な AI 活用の普及を図るとともに、AI リテラシー教育、教育者研修、倫理啓発、評価・研究活動等を通じて、すべての人が持続的に学び成長できる社会の実現に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 基盤的コンピテンシー（コミュニケーション力、言語力、セルフコーチング力、プロジェクトマネジメント力）の育成事業
- (2) 人材育成、能力開発に関する教育事業
- (3) 教員・研修講師等の教育者支援および資格認定事業
- (4) 研修、セミナー、講演会、講習会等の各種催事の企画、立案、実施、運営及びそれらに関するコンサルティング業務
- (5) AI 倫理および情報リテラシー・安全活用に関する普及啓発事業
- (6) AI を活用した学習評価・ダッシュボード・形成的評価等の開発事業
- (7) 教育 DX 推進及び学習データ活用に関する研究・実装支援事業
- (8) ユニバーサルデザイン教育及びインクルーシブ教育の理念に基づく学習環境の整備事業
- (9) 高齢者、外国人等多様な学習者に対する生涯教育支援事業
- (10) 学校・企業・地域・国際機関との連携による学習支援および人材育成事業
- (11) 雇用・教育・情報格差等に関する社会的影響の調査研究および政策提言事業
- (12) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第 4 条 (公告の方法)

当法人の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

第5条（入社）

社員となるには、次の各号のいずれにも該当することを要する。

- (1) 当法人の目的に賛同すること。
- (2) 当法人所定の様式による入社申込書を提出すること。
- (3) 代表理事の承認を得ること。

第6条（経費等の負担）

社員は、次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) 別途定める会費規程に基づき、入会金を納入すること。
- (2) 別途定める会費規程に基づき、年会費を納入すること。
- (3) その他社員総会において議決された特別負担金があるときは、これを納入すること。

第7条（退社）

社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

第8条（除名）

当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反する等の除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

第9条（社員の資格喪失）

社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

第10条（開催）

定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

第11条（招集）

社員総会の招集は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集すること。
- (2) 招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して書面又は電子的方法により発すること。
- (3) 招集通知には、会議の日時、場所及び議事の概要を記載すること。

第12条（決議の方法）

社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

第13条（議決権）

社員は、各1個の議決権を有する。

第14条（議長）

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

第15条（議事録）

社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

第16条（役員）

当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 1名以上
- (2) 理事のうち1名を代表理事とする。

第17条（選任）

役員を選任は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任すること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、必要があるときは、社員以外の者を理事として選任することができる。
- (3) 代表理事は、理事の互選によって定めること。

第18条（任期）

役員任期は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとすること。
- (2) 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とすること。
- (3) 理事の任期が満了した場合でも、後任の理事が就任するまでは、なお理事としての職務を行うこと。
- (4) 代表理事の任期は理事と同様とすること。

第19条（理事の職務及び権限）

理事の職務及び権限は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人の業務執行に関する事項を決定すること。
- (2) 理事は、前号の決定に基づき、その職務を執行すること。
- (3) 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括すること。

第20条（解任）

理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第21条（報酬等）

理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

第22条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

第23条（事業計画及び収支予算）

当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第6章 附 則

第24条（最初の事業年度）

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和8年5月31日までとする。

第25条（設立時社員の氏名及び住所）

設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 東京都中央区晴海5丁目1番17-415号

設立時社員 伊藤 哲也

住所 東京都武蔵野市吉祥寺本町4-24-6 グリーンハイツ 1F

設立時社員 松元 春秋

住所 東京都品川区荏原7-9-6-207

設立時社員 平井 哲哉

第26条（設立時の役員）

当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

設立時理事 伊藤 哲也

設立時理事 松元 春秋

設立時理事 平井 哲哉

第27条（設立時の代表理事）

当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 伊藤 哲也

第28条（法令の準拠）

本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人健全A I教育協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和7年6月 日

設立時社員 伊藤 哲也 ⑩

設立時社員 松元 春秋 ⑩

設立時社員 平井 哲哉 ⑩